介護保険サービスにて住宅改修を利用する方へ

介護保険で住宅改修の支給を受けるためには、以下の条件が必要となります。

- ・要支援、要介護の認定をお持ちの方(総合事業対象の方は利用できません)。
- ・居住実態に関わらず、介護保険証の住所地のみが対象で、改修後、確実に利用者本人が改修箇所を生活動線として活用している。
- ・ケアマネジャーや福祉相談員、医師など、専門知識を持つ方により身体状況にあった改修が必要であると評価されている。

　本来住宅改修は、筋力低下などを防ぎ、出来る動作を継続させつつ、住み慣れた在宅での自立した生活が続けられるように住まいの環境を整えることを目的としています。しかしながら、実際に取り付けた手すりにタオル等がかけられていたり、手すり下に乱雑に物が置かれていたりと、本来の機能が失われるような状態も確認されています。

　介護保険は、40 歳以上の市民が納める保険料と国、県、市町村の公費によってまかなわれているため、利用者の希望があっても、保険適用となるのは、現在の身体状況において適切な範囲に限られ、介護保険の目的にあった改修内容となっているか、介護長寿課にて確認作業が必要となります。

※介護保険による住宅改修の上限額は 20 万円までとなります。一度に全て使いきるのではなく、段階的に改修をすることも可能なため、現在の身体状態に合わせ、必要な箇所の改修を検討して下さい。

要介護認定がおりた後の住宅改修の手順

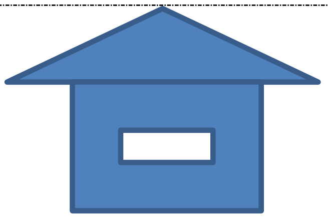

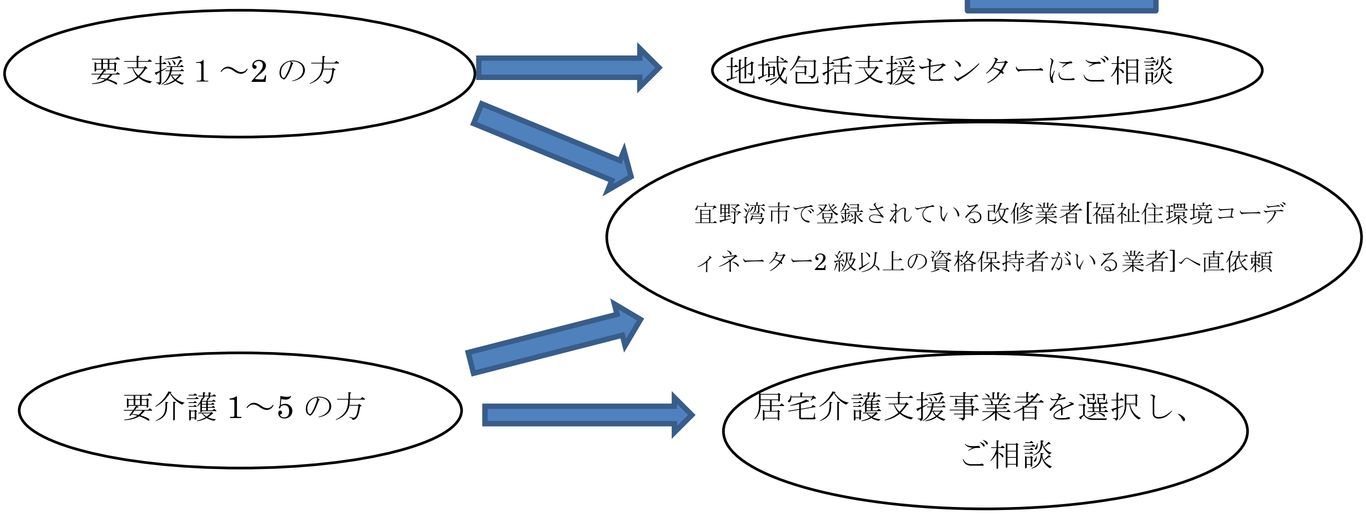

方法１　　ケアマネジャーと契約する場合

利用者と身体状況の確認や生活課題等を確認

↓

担当のケアマネジャーが施工業者との連絡調整や書類の作成を行う

↓

見積書や改修予定箇所の写真等を揃えて介護長寿課に事前に提出

↓

ケアマネジャーと保険者にて、介護保険の目的にあった改修内容であるかを確認

↓

介護長寿課からケアマネジャーへ着工許可の連絡

↓

着工

方法２　　改修業者へ直接依頼する場合

登録業者の担当が、利用者の身体状況や自宅での動線や危険個所の確認

↓

改修業者の担当が書類の作成を行う

↓

見積書や改修予定箇所の写真等を揃えて介護長寿課に事前に提出

↓

改修業者担当と保険者にて、介護保険の目的にあった改修内容であるかを確認

↓

介護長寿課から改修業者へ着工許可の連絡

↓

着工

※介護保険の住宅改修は、利用者本人が在宅で自立した生活を続けるためのサービスの一つです。介護長寿課では、利用者の身体状況はもちろん、生活全体の課題を確認するため、利用者の身体状況などに関する客観的な情報が不足している場合は、確認作業に時間を要することがあります。

※改修後も自立した生活を継続するために、筋力低下など身体機能の低下を防ぐ行動が必要となります。住宅改修を入口に、デイサービスやデイケアでの運動や機能訓練など、他のサービス利用も検討しましょう！！